

法人役員等の報酬等支給に関する規程

この規程は、学校法人大正大学（以下「本学」という。）寄附行為に規定する本学法人の役員、評議員及び顧問（総称して以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関し必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この規程は、法人役員等の報酬について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、法人役員等とは理事及び監事並びに評議員及び顧問をいう。

（報酬の支給）

第3条 法人役員等の報酬は年俸制とし、年俸額は、別表1に定める号俸表の範囲内で、役員報酬委員会の意見を徴して、常任理事会の同意を得て、理事長が決定する。

2 役員報酬委員会については、別に定める。

3 法人役員等には、退職金を支給しない。

（支給方法）

第4条 報酬は、原則として年額の12分の1を毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、前日に繰り上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、別表1第1号俸から第5号俸に定める報酬は、11月と5月の2期に分けて、それぞれ半額ずつを支給する。

3 前条各項に規定する役員等が任期途中で交代した場合は、在任日数によって日割計算し支給するものとする。

（評価）

第5条 理事選任機関は、理事長、学長理事、専務理事、常任理事、特命担当理事、職員理事に対して毎年度、業績評価を実施する。

2 前項の結果、100分の10の範囲内において年俸額を増額又は減額することができる。

（費用）

第6条 役員等に対する通勤交通費補助金は、次のとおり支給する。

- (1) 理事長、専務理事、常任理事及び週3日以上出勤する役員等については、「大正大学通勤交通費補助金規程」の専任教職員に対する補助金の規定を準用する。
- (2) その他の役員等については、当該役員等が本学の職務のために理事会、評議員会、その他の会議に出席し、又は本学その他の場所に赴く必要がある場合にその都度実費相当額を支給する。
- (3) 役員等が首都圏以外から通勤又は出席等をする場合は、別表2により遠距離手当てを別途支給することができる。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第151条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会が行う。

別表 1

号俸	年俸額	支給方法
1	17万円	第4条第2項
2	22万円	第4条第2項
3	30万円	第4条第2項
4	54万円	第4条第2項
5	77万円	第4条第2項
6	82万円	第4条第1項
7	96万円	第4条第1項
8	120万円	第4条第1項
9	200万円	第4条第1項
10	262万円	第4条第1項
11	360万円	第4条第1項
12	382万円	第4条第1項
13	480万円	第4条第1項
14	546万円	第4条第1項
15	600万円	第4条第1項
16	666万円	第4条第1項
17	840万円	第4条第1項
18	960万円	第4条第1項
19	1000万円	第4条第1項
20	1200万円	第4条第1項
21	1300万円	第4条第1項
22	1400万円	第4条第1項
23	1500万円	第4条第1項
24	1600万円	第4条第1項
25	1800万円	第4条第1項

別表 2

金額	距離
12,000円	600km以上
10,000円	500km～599km
8,000円	400km～499km
6,000円	首都圏外～399km

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月17日から施行する。